

令和7年度 最低賃金水準額について

市が、「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」第4条第2項に基づき定める令和7年度の最低賃金水準額は、以下のとおりとする。

1. 予定価格が5,000万円以上の建設工事請負契約(要綱第3条第1項第1号)

農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価（埼玉県）」の80%

※ 各職種の最低賃金水準額については、支払賃金報告書(第2号様式)の裏面に記載

2. 予定価格が1,000万円以上の役務の提供に係る業務委託契約のうち、次のアからウまでに掲げる業務に係る契約(要綱第3条第1項第2号)

ア 庁舎その他の施設における次の(ア)及び(イ)に掲げる業務

(ア) 清掃、有人警備又は受付若しくは案内に関する業務

(イ) 機械、設備等の運転管理及び保守管理に関する業務

イ 学校給食に係る調理業務

ウ その他市長が必要と認める業務

時間単価 1,078円

3. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定(要綱第3条第1項第3号)

時間単価 1,078円

*ただし、1及び2については、令和7年4月1日以降に入札公告、指名通知又は募集する案件から適用する。